

沖縄県文化芸術振興審議会委員(第7期)応募要領

1 公募の趣旨

本県においては、沖縄文化の基層である「しまくとうば」やユネスコ無形文化遺産に登録された「組踊」をはじめとする伝統芸能などの継承・発展、文化産業の創出、観光をはじめとする幅広い分野との連携など、県内では文化芸術の振興に対するニーズが一層高まっております。

このような中、県では、県民等の参画の下に、総合的な文化芸術振興施策を推進するため、平成 25 年 10 月に沖縄県文化芸術振興条例を施行しております。

この度、県行政の意思形成過程に県民が参画する機会を確保するため、同条例第 25 条に基づく沖縄県文化芸術振興審議会の委員を広く県民から募集します。

2 募集人員

1名程度

(公募以外の委員も含めた委員総数は 15 名以内としております。)

3 審議事項

文化芸術の振興に関する重要事項（沖縄県文化芸術振興条例に基づく施策の策定等）

4 任期

2年（令和 8 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日予定）

5 開催回数

年 1～4 回程度（平日の日中に開催し、1 回の所要時間は 2 時間程度）

6 報酬等

県で定める委員報酬及び旅費

7 応募資格

次のいずれの要件にも該当される方

- (1) 県内に在住する者であること。
- (2) 年齢が 20 歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は県の執行機関の常勤職員でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号に掲げる者に該当しないこと。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8 応募方法

(1) 申込手続

次の書類①、②を持参、郵送、又は電子メールのいずれかの方法により、県文化観光スポーツ部文化振興課に提出してください。

① 応募申込書

② 小論文（800字程度、様式自由）

小論文テーマ「持続可能な文化振興のあり方について」

※ 提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(2) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

《持参の場合》 受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

《郵送の場合》 2月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。

《電子メールの場合》 件名に「沖縄県文化芸術振興審議会委員の応募申込書の提出について」と記入してください。

9 選考方法

委員の選考は、提出された応募申込書及び小論文により書類選考します。なお、書類審査での選考が困難な場合は、面接にて最終選考を行います。

10 選考結果

選考結果については、各応募者へ通知するとともに、委員に選任された方の氏名は県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表します。

11 提出・問合せ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化振興班

電話：098-866-2768（直通） FAX：098-866-2122

電子メール：aa058106@pref.okinawa.lg.jp

※沖縄県文化振興課ホームページから応募要領、応募申込書等をダウンロードすることができます。